

平成二十四年五月十八日受領
答弁第二三六号

内閣衆質一八〇第二三六号

平成二十四年五月十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「この認識」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、山本美保氏に係る事案については、現在、山梨県警察において所要の捜査を継続しているところであり、先の答弁書（平成二十四年四月二十日内閣衆質一八〇第一八二号。以下「前回答弁書」という。）二の①についてから二の④についてまででお答えした以上の詳細を明らかにすることは、捜査機関の活動に支障が生じるおそれがあることから、差し控えたい。

また、お尋ねの法医学の専門家が誰であるかを明らかにすることは、今後の捜査機関の活動において関係者の協力を得ることが困難になるなどの支障が生じるおそれがあること等から、差し控えたい。

五について

山本美保氏に係る事案については、現在、山梨県警察において所要の捜査を継続しているところであり、前回答弁書二の⑤についてでお答えした以上の詳細を明らかにすることは、捜査機関の活動に支障が生じるおそれがあることから、差し控えたい。

六について

お尋ねについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。